

国民本位の震災復興が求められているもとで、最低賃金引き上げによる地域の有効需要創出と中小企業支援策の抜本強化を求める私たちの提案

2011.7.12 京都地方労働組合総評議会

1、はじめに

3月11日に発生した東日本大震災は、リーマンショック以降の落ち込みから、マクロ経済的には一旦回復の兆しを見せていた日本経済を再度直撃し、内需拡大で地域経済の活性化を図ることで回復を本格的な基調に変えることのできる機会を奪いました。いま何より求められることは、被災地を含めた地域経済の再生と、地域住民にとって「安心して住み続けることのできる地域社会」をどう作っていくのかという視点での経済政策を強化することです。

京都総評はこの間、困難な経済環境の下でも、地域の雇用に責任を持ち地域経済を担う自覚をもって奮闘する地元中小企業、団体に着目して、どのような振興策が必要かという検討と提案を行ってきました。地域経済の再生のためには労働者の生活の確保はもとより、地域での需要拡大のために最低賃金の大幅な引き上げと中小企業支援策の抜本的な強化や公契約条例の制定が大切だと考えます。昨年、「最低賃金の大幅な引き上げにともなう中小企業支援策試案」を出し、政府にも直接要請をしました。その後、政府でも検討が進み、50億円程度の2011年度予算が検討されましたが、昨年暮の官邸評価で見直しが行われた結果、実質的に使えない内容のものに変わり、今年度の予算として執行されています。京都総評は、震災をふまえ、実効性のある制度を実現するために、新たな提案を行うこととしました。

昨年の6月に「中小企業憲章」が閣議決定されましたが、その前文に明らかにされているように「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役」であり、地域の雇用と経済を支える主体として、いまその位置づけが重要視されています。いまこそ地域に根差した中小企業をしっかりと支え、それぞれの地域の独自性や特性を生かした「中小企業振興条例」の制定を求めるとともに、中小企業予算の抜本的な増額や支援策の強化が求められています。

大震災を経た今だからこそ、地域経済再生の観点は重要であり、どうすれば最低賃金引き上げや公契約法・条例の制定が可能になるのか、さらに、いかにして地域の有効な需要を確保していくのが問われているのだと考えます。震災を受けて防災・安心の公共事業の在り方とも関連した住宅リフォーム助成制度の創設の課題なども含めた、地域経済への波及効果の大きな施策の具体化が必要と考えます。

2、震災があった状況だからこそ、最賃引き上げが重要

今回の震災は地震・津波、そして原発事故など、被災地への被害を甚大なものとしただけでなく、直接の被害を免れた地域を含む日本全体に重大な影響を及ぼすものとなりました。風評被害も含め、原発・放射能汚染の与える影響は深刻です。しかしそのことを理由として、賃下げや最低賃金引き上げの見送り、労働の規制緩和による雇用の質の低下が行なわれれば、一層内需は冷え込み、結果として復興や地域経済の再生を遅らせることとなります。

最低賃金引き上げに関しては、この間財界系のシンクタンクを含め、「内需拡大のためには必要」「地域経済活性化に有効」などとして、その効果に期待が広がっています。実際にこの間の経済団体などとの懇談でも、低賃金のままでは地域経済が盛り上がらないというように、一定の理解と共感が広がっています。一方で、昨年の京都地方最低賃金審議会でも使用者側委員が述

べた「私どもとしては（最賃を）上げていくことそのものを否定したことは無いと思っております。むしろ上げることでできる条件作りが一番大事だというふうに思っています」という意見に見られるように、最低賃金引き上げによる賃金支払の増加に対し、いかに中小企業の負担軽減を図るのが喫緊の課題となっています。

京都総評は労働者の賃金引き上げをはじめ、農漁民、中小商工業者、年金者など、国民所階層に最低限保証される所得の向上と、そのことがもたらす地域の有効な需要の創出にとって最低賃金の引き上げがきわめて重要だと考えます。その実現のために、中小企業支援策を抜本的に強化する必要があると考え、この提案をまとめました。

3、震災で明らかになった日本経済・社会の脆弱さ

行き過ぎた「選択と集中」、生産の一拠点化などが進められた結果、拠点喪失に対応できない国内生産体制の脆弱性が顕著になりました。同時に企業の海外移転が進められ、雇用と所得が地域から奪われていった結果、地域経済の活力が奪われ、若年層の雇用吸収力と地元定着率の低下といった、地域のコミュニティとしての対応能力も低下していることから、どのように安心して住み続けられる地域を維持、継続していくのが問われています。

この間、市町村合併、三位一体改革など、公務公共サービス切り捨てと公務員削減が進められた結果、自治体の緊急対応能力や情報発信力が低下していることも露呈しました。

震災をふまえて、企業にも行政にもそのあり方が問われています。大企業を中心に海外移転を一層進めるなどの動きがありますが、国内の地域経済の再生を機軸に据えた対策こそが求められています。さらに、震災の教訓をふまえ、効率優先で過度に一拠点集中化した生産を見直し、地域循環型の経済体制への転換が求められます。

行政には、震災のどさくさにまぎれて道州制への動きや水産業の特区構想などの動きが強まっていますが、このことによってさらに周辺地域の切捨てや、第1次産業への大企業の流入など、地域経済の再生にとってのマイナス影響が懸念されます。地域の経済の循環と住民の安全を第一に考える行政施策のあり方が問われています。

また福島原子力発電所の事故は、いったん事故が起こればその地域を居住することも経済活動を行うことも不可能とする現実を突きつけ、安全神話をよりどころとした原発推進最優先のエネルギー政策の転換を求める世論を大きく広げました。また原発推進のために地域の健全な発展を阻害する補助金漬けの施策が、いかにその地域の行政を歪めたかを明らかにしました。地域の特性を生かした自然エネルギー優先の施策、エネルギーの地産地消などの方向への転換を求めていかなければなりません。

地域経済の再生に向けて、その地域で働き暮らす者の雇用と所得を確保することはとりわけ重要です。財務省「法人企業統計調査」によると、「労働者派遣法」の改悪がおこなわれた1999年度から2009年度までの10年間に、正規労働者が8.4%減少すると同時に非正規労働者が40.5%も増え、従業員給与額が12.8%も減少する一方で、内部留保は195.8兆円も増加しています。多くの大企業が減収でも増益を達成できる仕組みを作り、内部留保を溜め込んでいます。それに対して中小企業は、「従業者数は0.9%と若干の増加、売上高は▲6.9%の減少、経常利益は前回調査（対前年調査比▲25.2%減）に引き続き▲16.5%と大幅な減少。」（中小企業庁「平成22年中小企業実態基本調査速報」）というように、困難な中でも雇用を維持する役割を果たしています。このことは「中小企業白書2011年版」で「経済、社会において、中小企業は重要な役割を担っており、震災でも、産業のサプライチェーンを担い、地域の住民

生活を支えるなど、その重要性が再認識された。」とあらためて評価されているところです。

今地域経済の主役であり、雇用と地域社会に大きな役割を果たしている中小企業に対してしっかりと支援を行なっていくことがとりわけ重要です。またそのことを通じて「中小企業の支払い能力」を克服し、最低賃金引き上げによる地域の有効需要創出につながります。

4、国民本位、住民本位の復興・再生に向けて

1) 被災地の復興に関して

財界大企業が狙う、企業を中心とした大規模開発の方向か、住み続けられる地域のコミュニティ、経済活動、雇用の再生の方向か、この二つの方向性が今鋭く問われています。被災地の復興に関していくつかの問題を指摘し、私たちとしても現地の復旧・復興支援に取り組んでいきます。

- ①住宅を喪失し、あるいは事業所を失った個人あるいは中小零細事業主に対する既往融資への債務免除を含めた対策と、そのことへ向けた国や自治体の援助は不可欠です。
- ②あわせて震災復興に向けた現行の「被災者生活支援法」では300万円が上限とされている個人保障の、せめて1,000万円規模への拡充や、現行制度では対象外とされる店舗や生業用施設、半壊、一部損壊の住宅などをしっかり補償するなど、国の果たすべき保障の在り方が問われています。
- ③被災現地での雇用についても、低賃金では生活再建はままなりません。とりわけ震災の復興作業を含めた公共的分野での雇用に対する被災者の優先雇用の促進と、その仕事での作業内容に応じた適正でまともな賃金保障を行うことで、可能な限り地元に住み、働くことのできる環境整備を求めます。

中小企業や農漁民など、被雇用者としての支援を得られない層に対する補償と、その雇用吸収効果に着目した特別の支援の在り方の強化を求めます。

- ④農漁業、ものづくりを始め、地場産業、地域経済の特色を生かした復興・再生、そして振興をどう図っていくのかが求められています。
- ⑤震災復興にかかる財政難を理由とする生活保護制度切り下げの策動を許さず、真に生存権の保障されうる制度運用が必要です。とりわけ被災者に関しては、「マイナスからのスタート」を容認する「個人資産の形成」を根拠とする住宅ローンを残した者への生保不支給の基準の緩和を求めます。

この間、義捐金や原発の補償の仮払金の受け取りを理由とした生活保護の支給停止が問題となっていますが、このことは生活保護法の定める「その自立を助長すること」を阻害するものであって容認できず、改めなければなりません。

- ⑥総合的な生活保障制度、休業補償・失業扶助制度の新設など、長期化が見込まれる雇用悪化に対応する制度を準備するとともに、給費制奨学金制度の創設、就学援助制度の拡充を早急に措置して子どもの教育を受ける権利を保障するとともに、高校授業料無償化の見直しなどを行わぬよう求めていきます。

2) 全国の地域経済再生に向けて

今問題となるのは、復興財源を口実に狙われている公務員賃金の10%削減、消費税増税など、国民負担増が狙われていることです。同時に税と社会保障の一体改革と称した消費税増税が狙われてもいます。これでは被災地のみならず、地域の消費活動を冷え込ませることになり、私

私たちはこのことに重大な危惧を抱いています。この方向性は初年度に関しては税収増を見込めますが、国民所得の減少による内需の落ち込みで結果的に税収を落ち込ませることになることは、97年の消費税の3%から5%への引き上げの時に私たちが経験した教訓です。またそのことは、同時に被災者にもそのマイナス影響を負わせるものでもあります。

復興財源には98年以降の11年間で231兆円増えたとされる大企業の内部留保の内、約60兆円とされる換金性資産を使い、復興目的長期債を政府の責任で発行し、割り当てるのが効果的です。これは企業にとっても生産活動の再開や、国内マーケットの疲弊を避けることで、結果利潤として還流するものであって、企業の社会的責任の発揮とその結果としての利益確保の方向性でもあります。

復興・再生を前進させていく上で、全国的な地域経済活性化は不可欠です。安定的な雇用を増やし、最低賃金の大幅引き上げ、適正利潤と所得保障を実現する公契約法・条例の制定によって地域の有効需要創出を図っていくことが求められています。こうした観点から中小企業支援の抜本的強化を、国や自治体の責任で行うことが重要です。

5、中小企業支援策の抜本強化に向けて

1) 震災に関連して緊急に対応が求められる施策

①被災地域以外も含めた震災による影響調査を早急に

今回の震災による影響並びに福島原発による被害に対して、自治体、経済団体、労働組合など多チャンネルでの、実態・懸念を含めた影響調査を行うとともに、そのために必要な予算の確保を求めています。

「対策のための調査」の前提で予算化を行うことで、恣意的に影響を少なく見積もることのないような手立てが必要です。同時に全国に避難している被災者の実態把握と、その支援のための施策を求めています。

②短期的には雇用維持、生業支援のための緊急施策を

影響調査を前提に、雇用調整助成金の更なる要件緩和や、雇用保険失業給付の震災による特例給付など、影響調査を踏まえた被災地以外の地域も含めた災害時特例措置等の適用と、その内容の充実を図る必要があります。

2) いま求められる中小企業支援策について

①適正な賃金・利潤を保障する公契約法・条例の制定と、取引環境の抜本改善を

京都総評として昨年秋から取り組んだ「公契約キャンペーン」では、アンケートに回答した事業者の2社に1社が「落札した公の仕事で赤字になったことがある」ことが分かりました。また、低価格での落札によって、労務費や原材料費を削り、雇用や品質の低下が起きていることや、技術力の継承が困難になるなど、地域経済への悪影響や住民へのサービス・安心安全に悪影響がでていることが明らかになりました。

京都総評が2006年7月に発表した最低生計費試算をもとにした「当たり前の賃金水準」(20歳単身者で、時間額にして1,200円超)の確保と、そのことを保障しうる適正利潤を業者に確保する条件を作ることが地域経済にとっても、住民サービスの質の確保の面でも求められています。更には制度をてこにした取引環境の「地域相場」の形成と、取引環境の改善を図っていくことが重要で、そのことを通じて熟練した技術、技能に適切な価格を

保障していくことが可能になります。

中小企業の取引環境整備にとって、下請二法の抜本強化と罰則規定を含めた実効性確保は不可欠で、地域経済活性化のためにも取引環境改善のための監視と規制を強化していくことが求めています。また取引環境改善の視点として、最低賃金を上回る最低工賃の設定など、まともに暮らせる取引条件の確保を重視します。

②行政などの果たすべきコーディネート機能の強化

経済情勢の変化や、業態変更等に対応しつつ、現状での金融対応だけに留まらず、経営支援や技術の継承や共同研究など、中小企業単独では困難な課題に対する、行政や中小企業団体などの支援を強化すべきです。

圏域内の中小企業の業態、特色、技術、技能などをリアルに把握し、マッチングも含めた中小企業支援が求められます。またものづくり分野での新規事業展開に向けた試作品への補助や、それを支える商業分野でのモニタリングへの支援、地方、海外含め、中小企業単独では入手しきれないマーケティング情報の支援など、一定の意欲を持って取り組む中小企業に対する補助金その他での支援の強化を行なうことを求めます。

③観光、環境、商業など、地域循環型の街づくり

イ) 地元商店街など、地域の商業にとって半径 1Km 以内の商圈は命綱です。「歩いて暮らせ、買い物のできる」地域づくりを前提にした面での街づくりを求めます。この点ではソフト面の整備も含めた福祉施策との連携も視野に入れて考えることが重要です。

観光、商業両面での「歩いて巡ることのできる」街づくりの視点を強め、点から面への対応の強化を求めています。この点でもパークアンドライドなど、市街地中央部への車両流入への規制と代替公共交通機関の整備・活用などが重要です。また、こうした新たな観光・商業政策への転換を通じ、CO₂削減など、環境に配慮した街づくりにもつながっていきます。

ロ) 環境への対応と合わせ、地域でのエネルギー政策についても考慮していく必要があります。自然エネルギーの積極活用などをすすめる、公的機関はもとより商店街や商業施設などでの太陽光発電などの推進とそのことへの補助を求めます。また、太陽光パネルの設置工事について、現状ではメーカーなど大企業の一人勝ちで、実際の施行業者に適正な価格保障が行われていない実態の改善を強く求めます。あわせてエネルギーの地産地消や、北部での林業における木材生産の過程に排出される端材や規格外材を用いるバイオマス発電などを進めるなど、新たな産業の育成についても求めています。

ハ) また、すでに与謝野町などで地域への経済波及効果が高いことが実証された住宅改修助成制度の創設や、安心・安全の街づくりの観点から、住民にとって使いづらい制度となっていて利用が進まない耐震改修助成制度について、部分改修についても対象とするなど、抜本的な改善が必要です。さらに府民参加で、防災や生活道路の維持管理などの生活関連の公共事業を充実することが必要です。

二) 大型小売店舗やチェーン店などに対する「地元商業への配慮」と規制の在り方について、今日的な発展が必要です。既存または新規出店に際する大型店舗などと地元の商店街を含めた商業施設へのソフト面を含めた配慮と規制の在り方を検討することを求めます。具体的には地域でのプレミアム商品券が地元商店街などで活用されるような工夫が必要です。

また今年で 10 年目を迎える北海道帯広の「北の屋台」の取り組みなど、中心市街地活性

化と回遊性を高める街づくりの融合の成功例などに学び、地域の特性と地元中小業者、そこに働く労働者の知恵と工夫を引き出す取り組みを求めています。

④最低賃金引き上げに関連した現行政府施策の拡充を

本年4月1日に施行された最低賃金引き上げに伴う政府の支援制度は、「申請年度の4月1日現在で時間額700円以下の地域（34道県）の事業場」を対象としており、京都府を含め時間額701円以上800円未満の11府県が対象外とされていることは重大で、改善のための取り組みの条件を奪うことにつながります。

今回の施策が、「事業場内で最も低い時間給（時間換算額）を、4年以内に、計画的に800円以上に引き上げる賃金引上げ計画を策定し、1年あたり40円以上となる引上げを実施するとともに、労働者の意見聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な経費」の1/2を助成するとしている点は、時間額40円を超える賃金引き上げの費用と、助成金の対象となる事業実施経費を先行して負担することが前提条件とされており、中小事業主にとって利用できない制度となっています。こうした点を改善し、賃金増加への直接支援と、初期投資にかかる無利子、無担保（助成金を担保に）無保証人融資の新設が必要となります。

⑤最賃引き上げにかかる直接支援策

前項で触れた政府の中小企業支援策については、昨年末の当初原案の段階では、「賃金改善奨励金」として31億円の予算が提示されていました。しかし実際に制度化されるにあたって修正が加えられ、施行された制度は、「無料相談窓口の設置」と「業務改善助成金の支給」という内容になりました。

その際、最低賃金引き上げに伴う賃金増加に対する直接支援については、賃金への直接補填はすべきでないとする論調で否定的な見解が示されていますが、この点については施策の性格を取り違えた論議になっているように思います。直接支援の政策目的は賃金補填にあるのではなく、最低賃金の引き上げによる有効需要の創出による地域経済への寄与と、圏域内の経済循環の実が挙がるまでの間の中小企業に対する支援にあります。また、当初の賃金増加による雇用喪失を防ぐという雇用対策の目的でもあります。

こうした政策目的に照らして考えれば、雇用の維持の為に雇用調整助成金や中小企業雇用安定助成金といった直接支援が行なわれてきていますし、特定求職者雇用開発助成金のように就職困難者の雇用受け入れの際の当初賃金の一定割合を企業に助成する制度なども参考になります。いずれにしても、ここでいう直接支援策は、個別労働者に対する賃金補填策ではなく、中小企業に対する支援策であることを明確にする必要があります。

私たちの考える直接支援策に関しては、2010年3月10日に発表した「最低賃金大幅引き上げと中小企業支援策の実施に関する試案」で詳述（資料参照）していますが、改めてこうした制度の創設を求め、更なる財政保障を求めています。

以上

最低賃金大幅引き上げと中小企業支援策の実施に関する試案

2010年3月10日
京都地方労働組合総評議会

はじめに

- 1) 日本経団連などは、雇用情勢の悪化を背景に最低賃金の大幅な引き上げは雇用に重要な影響を与えると主張しています。しかし、そもそも最近の雇用破壊は、派遣切り・雇止めという全く違う理由で起こりました。さらに、最低賃金が先進国の中で異例に低い状況（生活保護の最低生活費を下回る）のもとでの主張は、最低賃金の積極的な意義を理解しようとしないうという他ありません。

この間のワーキングプアの増大（年収200万円以下の雇用者が1000万人を超える）、非正規雇用の増大（3人に1人が非正規雇用）は、最低賃金の大幅な引き上げを強く求めています。雇用が確保されても低賃金が野放しにされているのでは生活は成り立たず、景気悪化の悪循環からも抜け出すことはできません。

- 2) 地域で雇用と経済を支えている中小企業・業者の経営状況は、依然として厳しい状況にあります。円の高止まりとデフレによる“景気の二番底”も懸念される中、鳩山内閣は返済猶予を求める経営者の声に応えて、金融円滑化法を成立させたほか、基本的に全業種を対称にする景気対応緊急保証の創設や、セーフティネット貸付の延長、融資枠の拡大などを実施しています。しかし、融資中心の「供給サイドの救済策」と同時に、有効な内需刺激策が行わなければ、景気対策は効果を発揮しません。

内閣府による日本経済の需給ギャップの推計は、約30兆円（09年10～12月期）の需要不足でした。昨年初頭より減少したものの大幅な需要不足が続いています。有効需要の創出が現在の経済にとっていかに重要かを示しています。

- 3) 内需の喚起をはかる上で、重要かつ即効性があるもののひとつは、低すぎる今の最低賃金を抜本的に引き上げることです。民主党は今年の衆議院選挙で「全国平均1000円」とすることを公約しました。最低賃金水準の抜本的引き上げを公約に掲げる政党は与野党の双方にわたり、超党派の政治課題として認識されていると言えます。最低賃金の引き上げはワーキングプアをなくし、消費性向の高い低所得層の購買力を高め、地域から消費の活性化をはかることを可能とします。また、非正規の時給と初任給の底上げは、中堅労働者の賃金低下を止める効果も発揮し、内需の健全な持続性を促す効果が期待されます。しかし、中小企業には経済循環の流れが生み出されるまでの間、特別の支援策が必要です。また、この支援策は、中小企業が使える制度であることも必要です。

そのため、下記に、私たちの試案を提示し、広くみなさんのご意見を伺いたいと思います。

1、最低賃金引き上げの経済波及効果と中小企業支援の視点

1) 最低賃金を1000円に引き上げれば国内生産を13兆円以上拡大

労働総研が2009年11月18日に発表した「経済危機打開のための緊急提言」によれば、「最賃を1000円に引き上げた場合の生産波及効果は、1次、2次あわせて国内生産を13兆3700億円拡大させることになる。」と結論付け、さらに「家計調査」から、収入増の結果どのような費目に対する支出が増えるかを調べ、次に、産業連関分析によって、究極的な各産業に対する生産誘発額を計算してみると、対個人サービス、食料・飲料・たばこ、運輸・通信、光熱水道、軽工業品など、比較的中小企業の多い分野の生産活動をよく誘発する。したがって、最低賃金の引き上げは、中小企業の経営にプラスの効果がある。」ことを指摘しています。

また、2007年2月の試算で明らかになったように、高所得者層で同程度の所得増加があったとしても、実質的な消費支出の増加は、最賃引き上げで影響を受ける低所得者層の場合の57%程度にとどまることなどからも、最賃引き上げがいかに内需拡大と中小企業振興にとって重要な役割を果たすかがわかります。

2) 経済効果が現れるまでの間の中小企業への直接支援の重要性

最低賃金引き上げによって、内需の拡大と中小企業経営に好影響が図られるとはいえ、その波及効果が現れるよりも先に賃金の引き上げによる支出増が起こることは必然で、最賃審議会などで使用者側が「中小企業の支払い能力」を云々していることも無視することは出来ません。また中小企業経営にとっての負担の増加が、雇用に与える影響を回避しなければならないことから、一定期間についての直接支援が求められます。

その際の視点としては、①最低賃金の引き上げが内需拡大を伴う総合的な経済対策であること、②中小企業振興のための総合的な施策が必要であること、③経済波及効果が現れるまでの間についての雇用の維持を図る施策であること、といった視点からの施策を講じる必要があります。

参考・表A 最低賃金を時給1,000円に引き上げた場合の賃金改善額

	現在の賃金 (円/月)	賃上げ額 (円/月)	引き上げ後 (円/月)
時給1,000円未満の一般労働者	143,377	20,512	163,889
パート労働者	76,048	16,041	92,089
平均	125,797	19,345	145,142

最低賃金改定による生産誘発額(大きい順)

1 対個人サービス	28,955	9 教育	5,595
2 食料・飲料・たばこ	16,879	10 農林水産物	4,738
3 運輸・通信	16,195	11 金融・保険・不動産	4,516
4 光熱水道	15,098	12 建設	913
5 軽工業品	13,442	13 医療・保険	378
6 工業原料	13,202	14 機械機器	-12,452
7 対企業サービス	12,314	15 分類不明	3,892
8 商業	10,061	合計	133,725

(注) マイナスは、世帯の収入が、総務庁「家計調査」、勤労者世帯：十分位別で、一番下のⅠからⅡへ移った時に、消費支出が減少する費目があることによる。
[資料]経済産業省「平成18年延長産業連関表」を家計消費分析用に組み替えて使用。

表A-2 最低賃金引き上げ(時給1,000円)の経済効果

(単位:億円)

	国内生産額	付加価値
生産誘発額(一般労働者の引上げ)	60,639	32,895
生産誘発額(パート労働者の引上げ)	33,209	18,014
生産誘発額(合計)	93,848	50,909
消費需要増による2次的生産誘発額	39,877	22,041
総計(億円)	133,725	72,950

上記に伴う収増(億円)

12,949

[資料]経済産業省「平成18年延長産業連関表」を家計消費分析用に組み替えて使用。

厚生労働省「最低賃金決定要覧」

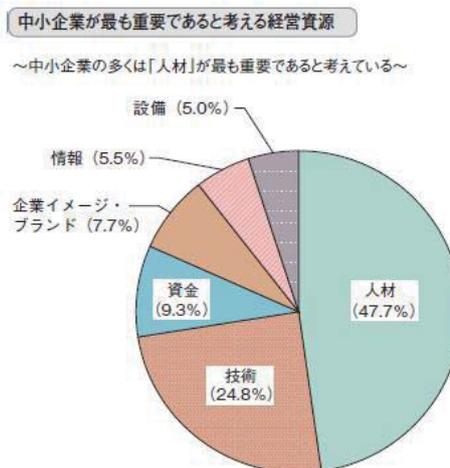
3) 中小企業支援のための施策

具体的な施策を講じていく上で、先の視点①については、外需関連の予算を内需中心へと組み替えていくことや個人消費を促すような積極的な財政出動などが必要です。また②については、下請け二法の改正など、公正な取引ルールの確立など、中小企業の置かれた経営環境の抜本的な改善のための施策が求められます。

その上で、当面する手立てとして、③で指摘をした中小企業の支払増加にどう対処していくのかという点を具体化することがとりわけ重要です。

中小企業の多くは財務体質の弱さから、人件費の負担に弱い一方で、右図にも見られるように経営資源として「人材」を重視する傾向が強く、雇用の維持のための支援をきちんと打てば雇用の維持確保を行う可能性が高いことも明らかです。最低賃金引き上げに伴う中小企業の人件費増加に、政策的に直接の財源補填という形での支援を行うことは、内需拡大を誘導する経済対策であると同時に、雇用対策でもあります。

この点では、雇用調整助成金や中小企業雇用安定助成金のような、雇用確保のための施策と同様の措置が求められ、雇用保険二事業の一環として新たな制度を時限的に創設することが妥当と考えます。



資料：中小企業庁「人材マネジメントに関する実態調査」(2008年11月)
(注) 1. 無回答を除く。
2. 中小企業のみ集計。

2、最低賃金引き上げに伴う新たな助成金の創設

1) 雇用保険申告と連動した助成金申請を前提とした制度に

新設をめざす助成金は、前述したように雇用確保の観点から雇用保険二事業の一環としてのものとするのが望ましいと考えますが、中小企業事業主にとっては助成金申請のための事務負担の軽減といった配慮が必要です。このことは雇調金の制度が事務負担の関係から大企業に流れていたために、中安金を別制度として新設せざるをえなくなったことにも表れています。

このため、雇用保険の申告（労災保険を含む、いわゆる「労働保険年度更新」）に連動させる形での助成を行うことが制度の趣旨からも妥当なものと考えます。

- ・雇用保険申告は、被保険者全員の賃金支払総額（交通費等含む）及び被保険者数を月別に一覧表を作成（月次給与及び年3回までの賞与）することによって行うため、被保険者一人宛の賃金額での比較を行うことができ、最賃引き上げの影響を特別の申請を行わずして行える点で有効です
- ・最低賃金の額の改定は通常10月に行われ、改定後最初の雇用保険申告の際に後半半年間が対象期間となり、前半の半年間との比較が1回の申告で行える上に、通常の賃金改定期間ともかぶらないことも中小企業の事務負担軽減につながります。つまりこの時期における賃金改定は最低賃金の引き上げ及び、それに伴う賃金テーブルの見直しによるものであると考えることが出来るため、当該増加分を最賃引き上げによる影響とみなして助成することを前提とします
- ・助成金の申請を行うためには雇用保険の適用事業所であることが必要となり、労働保険の適用促進につながり、労働者福祉の増進に貢献します

2) 助成金の具体的内容

○助成金の概要

最低賃金引き上げ後最初の労働保険申告と翌年度の申告の2回にわたって、最賃引き上げによる賃金増加分を直接事業主に助成する制度とします。

- ①最賃引き上げが従来の10月改定であることを想定し、初回の申告書に記載された4～9月分の一人宛賃金額（以下「基準賃金」という）を算定し、同じく10～3月分の一人宛賃金額（2回目の申告の際は1年間、以下「対象賃金」という）を算定し、その差額（以下「増加賃金」という）を算出します。
- ②増加賃金に対象期間の平均労働者数を乗じた額を算定基礎額とし、その額の2/3を助成金の額とします。
- ③2回目の申告に際して、初回申告の際の基準賃金の額を申告書にあらかじめ記載しておくことで、当該事業場における特別の事務負担を回避することとします。また、2回目の申告の際も前年同様上期、下期の対象賃金をそれぞれ記載することで前年の基準賃金との比較を行います。

○対象事業主

助成金の対象となるのは、次の①～④のすべてに該当する事業主とします。

- ①雇用保険の適用事業主であること。
- ②算定期間満了の日のから起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）したことがない事業主
- ③算定期間満了の日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者を、算定期間満了の日における被保険者数の6%を超えて離職させていない事業主（特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除く。）
- ④中小企業事業主（次表参照）であること

(※) 中小企業事業主とは、

小売業（飲食店を含む）	資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下
卸売業	資本金 1億円以下又は従業員 100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下又は従業員 300人以下

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

○その他の制度

助成金の支給が行われるのが、最賃引き上げによる賃金増加の半年先となるため、その間の増加賃金支払いが困難な中小事業者を対象に、以下の条件で無利子の貸付制度を創設します。

- ①予定される助成金の支給額の80%を貸付限度とし、助成金からの代位弁済を認めること。
- ②次の添付書類を添えて、貸付申し込みを行うこと。
 - ・前年度の労働保険申告書
 - ・最低賃金引き上げに伴う賃金増加見込み計算書

以上